

令和4年度奈良県職員採用選考試験案内  
〈司書、心理判定員、児童自立支援専門員、児童生活支援員  
精神保健福祉相談員、用地事務専門員〉

令和4年8月17日  
奈良県総務部人事課

受付期間	令和4年8月17日(水)～令和4年9月16日(金)
第一次試験日	令和4年9月25日(日)
試験会場	奈良県自治研修所〔奈良市大安寺1丁目23-2〕又は 奈良県人権センター〔奈良市大安寺1丁目23-1〕
	※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは 奈良県総務部人事課人事係
	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話 0742-27-8349

1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
司書	2名程度	図書情報館、県立学校等に勤務し、図書館司書業務に従事します。
心理判定員	6名程度	こども家庭相談センター、福祉行政を担当する本庁の課、身体障害者更生相談所等に勤務し、児童虐待対応業務、相談業務、心理判定業務及び児童福祉行政事務などに従事します。
児童自立支援専門員	男女1組	児童自立支援施設「精華学院」に勤務し、常に児童と起居を共にしながら、児童の自立及び生活支援業務に従事します。(住み込み勤務となります。)
児童生活支援員	1名程度	児童自立支援施設「精華学院」に勤務し、児童の生活支援業務に従事します。(児童と起居を共にすることもあります。)
精神保健福祉相談員	1名程度	保健所、精神保健福祉センターなどに勤務し、精神障害者を対象としたソーシャルワーク及び生活指導等の業務に従事します。
用地事務専門員	2名程度	各土木事務所、幹線街路整備事務所、用地対策課等において、公共用地取得業務に従事します。

2. 採用予定日 令和5年4月1日  
なお、既に該当資格を有する人は令和5年4月1日より前に採用することがあります。

3. 受験資格

- 次の(1)～(4)の要件をすべてみたす人
- (1) 年齢要件  
【司書、心理判定員、児童自立支援専門員、児童生活支援員】昭和58年4月2日以降に生まれた人  
【精神保健福祉相談員】昭和62年4月2日以降に生まれた人  
【用地事務専門員】昭和57年4月2日以降に生まれた人
- (2) 欠格条項：次のいずれにも該当しない人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 国籍等要件  
精神保健福祉相談員以外：日本国籍を有しない人も受験可能。  
但し、在留活動に制限のない在留資格を有すること。  
※なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とす

る公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

精神保健福祉相談員：日本国籍を有しない人は受験できません。

(4) 資格等要件

- ・ 司書：図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に規定する司書資格を有する者（令和5年3月末までに司書資格を取得する見込みの者を含む。）
- ・ 心理判定員：学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人、又は令和5年3月末までに卒業見込みの人
- ・ 児童自立支援専門員：奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条に規定する児童自立支援専門員の資格要件を満たす人又は令和5年3月末までに資格要件を満たす見込みの人  
※児童自立支援専門員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条)

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童福祉施設基準第82条第3号に規定する都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

- (※) ア 児童福祉士となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間  
イ 社会福祉士となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間  
ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

- ・ 児童生活支援員：奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条に規定する児童生活支援員の資格要件を満たす人又は令和5年3月末までに資格要件を満たす見込みの人  
※児童生活支援員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。  
(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条)
  - 一 保育士の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 3年以上児童自立支援事業に従事した者

・ 精神保健福祉相談員：精神保健福祉士資格を有する者（令和5年3月末までに精神保健福祉士資格を取得する見込みの者を含む。）

- ・ 用地事務専門員：都道府県又は国土交通大臣が指定する者が実施する宅地建物取引士試験に合格した者又は国又は地方公共団体で用地業務に通算3年以上従事した実務経験を有する者

**※いずれの職種も資格取得見込みで受験した人が、令和5年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。**

#### 4. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
第一次試験	令和4年9月25日(日) 受付時間 午前 8時30分～ <b>【全職種】</b> 教養試験開始 午前 9時20分 教養試験終了 午前11時00分  <b>【用地事務専門員以外】</b> 専門試験開始 午前11時30分 専門試験終了 午後 1時00分  <b>【児童自立支援専門員、児童生活支援員】</b> 論文試験開始 午後 2時15分 論文試験終了 午後 3時15分頃  <b>【用地事務専門員】</b> 論文試験開始 午前11時30分 論文試験終了 午後 0時30分	奈良県自治研修所 (奈良市大安寺1丁目23-2)  又は奈良県人権センター[予定] (奈良市大安寺1丁目23-1)  ※申込者数により、県内の他の 場所を試験会場とする場合が あります。	令和4年10月5日(水)[予定] 〔第一次試験受験者全員に合否通知を 郵送します〕  奈良県人事課のホームページへの掲示 もします。
第二次試験	第一次試験合格者に対して、 令和4年10月21日(金) 令和4年10月24日(月)～10月 28日(金)、令和4年10月31日 (月)～11月2日(水)のうちいづ れか1日のうちで指定する日時[予定]  ※詳細は、第1次試験合格通知の際に お知らせします。	奈良県自治研修所[予定] (奈良市大安寺1丁目23-2)	令和4年11月21日(月)[予定] 〔第二次試験受験者全員に合否通知を 郵送します〕  奈良県人事課のホームページへの掲示 もします。

#### 5. 試験等の概要

種	目	配点	内 容
第一次試験	教養試験	<b>【全職種】</b> 100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度で択一式による試験を行います。50題出題のうち25題は必須解答、残りの25題から15題の選択解答です。(100分)
	専門試験	<b>【司書・心理判定員、精神保健】</b> 150点 <b>【児童自立支援専門員、児童生活支援員】</b> 100点	職務に必要な専門知識等についての試験を行います。(90分)
	論文試験	<b>【児童自立支援専門員、児童生活支援員】</b> 50点 <b>【用地事務専門員】</b> 150点	職務に必要な専門知識及び構成力・表現力などについての試験を行います。(60分)
第二次試験	口述試験	<b>【全職種】</b> 300点	個別面接及び集団討論による試験を行います。

※ 合否決定は、次のとおり行います。

**【司書・心理判定員、精神保健福祉相談員】**

第一次試験については、教養試験及び専門試験の合計得点(250点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点(550点満点)により決定します。

**【児童自立支援専門員、児童生活支援員】**

第一次試験については、教養試験、専門試験及び論文試験の合計得点(250点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点(550点満点)により決定します。

**【用地事務専門員】**

第一次試験については、教養試験及び論文試験の合計得点(250点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点(550点満点)により決定します。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

※ 集団討論については、新型コロナウイルス感染症対策等のため、実施しない場合があります。

## 6. 受験手続

原則としてインターネットにより申し込んでください。

◎申込みができる試験職種は一つに限りです。受付後の変更は認めません。

◎インターネット申込ができない方は、必ず9月9日（金）までに問い合わせてください。

<p>申込方法</p>	<p>① 県人事課のホームページ (<a href="http://www.pref.nara.jp/9063.htm">http://www.pref.nara.jp/9063.htm</a>) の「電子申請」ボックスから電子申請・届出システムに接続してください。</p> <p>② 「電子申請サービスはこちら」をクリックすると手続き申込画面が開きます。登録がまだの方は「利用者登録」をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。（登録したパスワードは必ず控えを取っておいてください。）</p> <p>③ 利用者ID及びパスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。整理番号とパスワードが表示されます。（整理番号とパスワードは申込内容の照会に必要です。）</p> <p>④ 受験申込後、申込完了通知メールが自動送信されます。申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、人事課までお問い合わせください。（申込完了通知メールが届かない場合は、申込は完了していません。）</p> <p>⑤ 受付事務完了後、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真（最近6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向 縦4cm×横3cmのもの）を貼って試験当日に持参してください。</p> <p>※審査完了通知メールが9月20日（火）午後5時までに到着しない場合には、9月21日（水）に人事課までお問い合わせください</p> <p>※申込受付最終日に電子申請サーバーが停止している等の事情により申込みができない場合には、人事課まで電話でお問い合わせください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和4年8月17日（水）～令和4年9月16日（金） ※初日は午前9時から、最終日は正午までに受信したものを受け付けます。</p>

## 7. 給 与 等

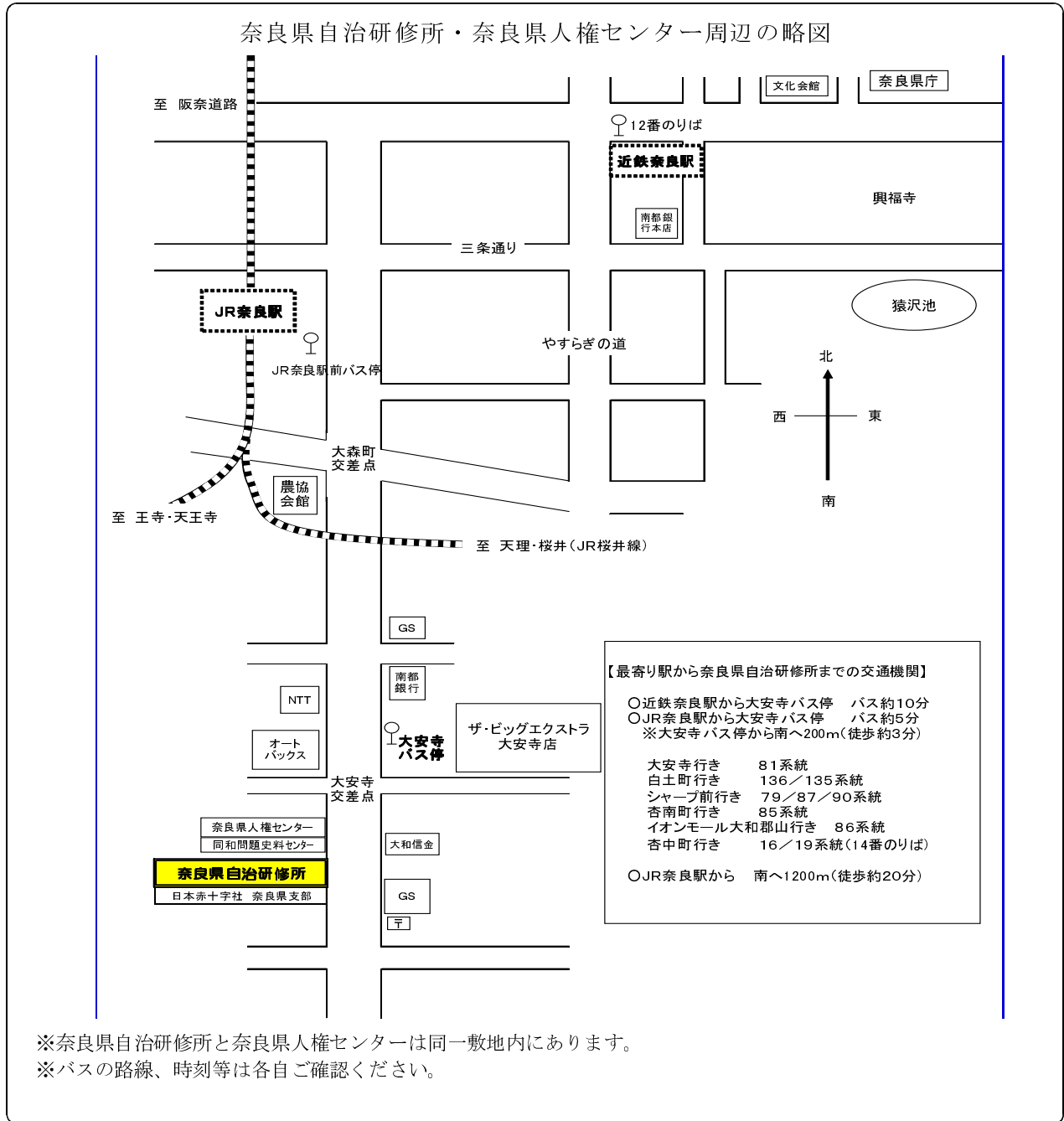
<p>現行初任給 (地域手当込)</p>	<p>司書</p>	<p>月額202,097円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>心理 判定員</p>	<p>月額202,097円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>児童自立 支援専門員</p>	<p>月額208,309円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>児童生活 支援員</p>	<p>月額191,173円（短大卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>精神保健 福祉相談員</p>	<p>月額202,097円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>用地事務 専門員</p>	<p>月額239,689円（令和3年4月1日現在で、年齢が30歳、大学卒業後民間企業等において、正職員としての職務経験が8年の場合。奈良市内勤務の場合の地域手当含む） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。 ※公共用地取得のための交渉を行った場合は、別途手当の支給があります。</p>
<p>主 な 手 当</p>	<p>住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。</p>	
<p>勤 務 条 件</p>	<p>勤務公署によっては変則勤務になることがあります。</p>	

※なお、初任給等は令和4年8月1日現在の条件で表記しています。

※配属先によっては上記初任給額と異なる場合があります。

## 8. その他

○試験会場の位置図



- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間(第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間)、試験の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。(ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けておりません)